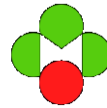


丸岡南中学校生徒心得



「高々と 悠々と 共に」

この校訓には、丸岡南中学校で学ぶ生徒の皆さんに、理想と目標を「高々と」掲げ、豊かな心とたくましい足取りで「悠々と」自己を確立しながら、自然の恵みや自分に関わる人々に感謝し「共に」生きていく、優秀（優しさに秀でた）な人になってほしいという願いが込められています。

この願いが達成されるよう、学校生活を送るなかで「よりよい考え方をすること、よりよい行いをすること、他とよりよい関わりを持つこと」を学びながら自分を育てていきましょう。さらに、やさしさやいたわり、他人の痛みを感じることでできる気持ちを身につけ、学校で生活するすべての人が気持ちよく過ごすことができるように心がけましょう。

学校生活のきまり

1 服装・身なり

- (1) 制服 冬服着用期間 10月1日～5月31日
 夏服着用期間 6月1日～9月30日
 ただし、それぞれの時期の気候により移行期間を設ける。

冬服

- 【男子】○学校指定のブレザー、ネクタイ、ズボンを着用する。
 ○ブレザーの下には、白のカッターシャツを着用する。
 ○ズボンには、黒のベルトをする。（幅や材質、装飾等学生服にふさわしいものとする）
【女子】○学校指定のブレザー、ネクタイ、スカート（またはスラックス）を着用する。
 ○ブレザーの下には、白のブラウスを着用する。（ブラウスの襟は丸襟とする）
 ○スカートの長さは、膝丈とする。

夏服

- 【男子】○上着は白のカッターシャツまたは白色開襟シャツとする。
【女子】○上着は学校指定のサマーセラー服または白のブラウスとし、ネクタイを着用する。

共通

- カッターシャツやブラウスの下に、Tシャツ、タンクトップ等の肌着を着用する。肌着の色は白または黒とし、無地（ワンポイントは可）とする。
○制服は変形加工していないものとし、正しく着用する。
(2) 名札（身分証）は常に携帯し、学校内では制服の指定の位置につける。
(3) 靴下は白または黒（ワンポイント可）とする。ローソックスやハイソックス、ルーズソックスは履かない。
(4) ストッキングを使用する場合は、肌色か黒とする。
(5) 冬季は制服の下にセーター・ベスト・トレーナー・カーディガンを着用してもよい。色は白・黒・グレー・紺・茶系統の単色・無地のものであること。ただし、ネクタイが隠れるものは着用しない。
(6) コートは、無地で色は白・黒・グレー・紺・茶系統のもので華美なものや高価なものは着用しない。また、極端に丈の長いものや短いもの、パーカー、カーディガンは着用しない。部活動で指定されているウインドブレーカー等を着用してもよい。
(7) 自転車通学のレインコート・雨カッパはベージュ、水色等の明るい色を使用する。
(8) マフラーは長すぎて危険のないように着用する。
(9) 履き物
○通学には黒短靴、学校指定の外ズックまたはスニーカーを使用する。スニーカーは通学に適したもので、華美なもの、高価なものは履かない。
○冬季間のスノートレーニングシューズ、ブーツは、黒または白色を基調とする。ブーツは靴下がかかる程度の長さで、厚底でないもの。ロングブーツは履かない。
○内ズック、外ズックは指定のものとし、記名すること。
(10) 体操服は学校指定の冬用・夏用体操服とする。

2 頭髪

- (1) 学習や運動のさまたげになったり、加工したり、さらに流行を追ったりした髪型はしない。
(2) 前髪は、目にかからないようにする。
(3) 染色、脱色、パーマなどはしない。
(4) 加工するための整髪料は使用しない。
(5) 後ろ髪が肩につかえる場合、黒・紺・茶のゴムで結ぶこと。
(6) 装飾品は使用しない。

3 持ち物

- (1) カバンは両肩にかつぐことができるものとし、教科書、学習道具、体操服等が入る大きさであること。部活動の練習着などがカバンに入りきらないときは、サブバックを各自で用意する。
- (2) 必要以外の金銭や高価なもの、学校生活に不要なものは持ってこない。自分の持ち物は自分でしっかり管理する。
- (3) 学校へはスマートフォンや電子ゲーム機などを持ち込まない。
- (4) 水分持参について
 - ① お茶（紅茶は除く）またはスポーツ飲料を、水筒かペットボトル（必ずカバーをするか、タオルで巻くこと。むき出しのままの使用は認めない。）で、家から持参する。
 - ② 水分の補給は休み時間と部活動時のみとし、廊下等での飲み歩きはしない。
 - ③ 授業中はペットボトルを人目に付くところに置かず、カバンの中にしまう。
 - ④ 持参した水筒やペットボトルは自己管理し、必ずその日に持ち帰る。
 - ⑤ 学校生活中や登下校途中には購入しない。

4 登下校

次の通学についてのきまりを遵守する。

- (1) 登下校時は交通ルールを守り、定められた通学路を通る。
- (2) 見えにくいところ、人通りが少ない道をさけ、できるだけ複数で安全に気を付けて登下校する。
- (3) 自転車通学は届け出制とし、下記のきまりを守ること。
 - ① 自転車通学届を提出する。
 - ② 自転車通学のきまり
 - (ア) 車体の規定に合格した安全な自転車であること。
 - (イ) 指定のヘルメットを正しく着用すること。
 - (ウ) 自転車の前にライトを取り付ける。後ろにも自動点滅のテールライトを取り付けるのが望ましい。
 - (エ) 所定のスポーク反射板、南中学校登録ステッカーを付け、氏名を記入すること。
 - (オ) 登校した際は施錠し、割り当てられた自転車置き場に整頓して置くこと。
 - (カ) 降雪・積雪・凍結時は、自転車通学をしないこと。
 - ③ 車体（自転車）の規定
 - (ア) サドルは腰掛けた時に片足が地面につく高さであること。
 - (イ) ハンドルグリップの高さがサドルの高さより高いこと。
 - (ウ) ブレーキ、ライト、ベルは常に確実に作動する状態であること。
 - (エ) ペダル、後ろの泥よけに反射板の付いたものであること。
 - ④ 上記のきまりを守れない場合、自転車通学をすることができない。
※自家用車による送迎で登下校する場合は、学校東・西・北側の駐車場で乗降すること。道路上での乗降はしない。

5 届け出

- (1) 校舎・校具・備品等を破損した時は、担任と担当教師に届け出て、状況報告書を提出する。
- (2) アルバイトは原則できない。やむを得ず必要な場合は学校に届けること。

休業中の生活のきまり

1 休業中の登校

- (1) 休業中に登校する際の服装は、制服とする。ただし、部活動の場合は、体操服または部活動ごとに統一された服装でもよい。
- (2) 昼食が必要な場合は、登校までに弁当を準備・持参し、活動途中に購入しない。ゴミは持ち帰る。

2 安全で規律ある生活

- (1) 外出の際は、用件・行き先・同伴者名・帰宅時間を保護者に伝える。
- (2) 保護者の同伴しない夜間の外出、外泊はしない。
- (3) ボーリング場、カラオケへの出入りは保護者同伴とする。
- (4) パチンコ、ゲームセンター、ビリヤード場、インターネットカフェ等への入場はしない。
- (5) 金品の貸し借り、物品の売買はしない。
- (6) インターネットやメールを利用する際には、ルールやマナーを守る。
- (7) アルバイトは原則できない。やむを得ず必要な場合は学校に届け出ること。
- (8) 公共施設を使用する場合は管理者の許可を得、使用後は責任をもって後始末をする。
- (9) 事故発生の際は、すぐに担任または学校に連絡する。